

令和8年度第2回

三種町農業委員会総会議事録

会期：令和8年5月8日

三種町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月8日(金) 午後1時30分から午後2時01分

2. 開催場所 三種町農政庁舎会議室

3. 出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	渡部 整悦	12	
2	珍田 宇臣	13	
3	檜森 茂樹	14	田中 武晴
4	柴田 千津子	15	工藤 朝鋭
5	相澤 光博	16	
6	関 昇誠	17	
7	三浦 英樹	18	田村 公恵
8	嶋田 悟	19	
9	川上 義英	20	児玉 校也
10	近藤 勘一	21	高松 薫
11		22	豊田 實

4. 欠席委員 11番 佐々木 亨
12番 近藤 幸生
16番 金子 英樹
17番 門間 一
19番 佐藤 久男

5. 欠番委員 13番

6. 事務局職員 事務局長 内藤 英子
専門監 小松 仁
主事 鴨田 翔太郎

7. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 農業委員会事務報告について

日程第4 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請(賃借権設定)について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請(使用貸借権設定)について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画の決定(所有権移転)について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画の決定(利用権設定)について

議案第7号 農用地利用集積等促進計画の決定(利用権移転)について

日程第5 協議案件

協議第1号 農用地利用集積等促進計画(所有権移転)(案)に対する意見聴取について

協議第2号 農用地利用集積等促進計画(利用権設定)(案)に対する意見聴取について

協議第3号 農用地利用集積等促進計画(利用権移転)(案)に対する意見聴取について

日程第6 報告事項

報告第1号 農地法第18条第1項第2号に該当する合意解約及び使用貸借の
解約について

報告第2号 町外農地の権利移動について

報告第3号 農地転用の制限の例外届について

報告第4号 非農地の決定について

8. 会議概要

事務局長	お疲れ様です。 ただいまから令和8年度第2回三種町農業委員会総会を開催します。 開会にあたりまして、会長からごあいさつをお願いします。
会 長	(会長あいさつ)
事務局長	これより議事に入りますが、会議の進行は、三種町農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長が議長」となることとなっておりますので、よろしくお願いします。
議 長	それでは、会議の進行にご協力下さいますよう よろしく申し上げます。 ただ今の出席委員は、16名であります。 三種町農業委員会会議規則第6条により、定足数に達しておりますので、これより「令和8年度 第2回 三種町農業委員会総会」を開会いたします。
議 長	それでは、議事に入ります。 日程第1、「議事録署名委員」の指名を行います。 議事録署名委員は、三種町農業委員会会議規則第13条により、 14番 田中 武晴 委員、15番 工藤 朝鋭 委員の両名をお願いします。
議 長	日程第2、「会期の決定について」お諮りします。 本日ご審議いただく議案は、先に通知しております「農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)について」他、6件。 協議案件は、「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)(案)に対する意見聴取について」他、2件。 報告事項は、「農地法第18条第1項第2号に該当する合意解約及び使用貸借の解約について」、他、3件となっておりますが、会期は本日1日限りとして、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	異議ないようですので、会期を本日1日限りといたします。 日程第3、「農業委員会事務報告について」は、後で確認してください。 日程第4、「議案審議」については、事前に資料を配付しております。
議 長	それでは、議案第1号についての質疑を受け付けます。 議案第1号について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。 5番。

5番 相澤 委員	1番の[]さんの件ですけれども、大口の国道が交わる交差点を芦崎方面へ左折したところへ行きますと、残存湖側に降りたところに対象農地があります。周辺の道路も整備されており、周辺農地も管理されています。これらを考慮の上、ご審議をお願いしたいと思います。
議 長	他にありますか。 4番。
4番 柴田 委員	3番の[]さんの件ですけれども、譲渡人の住所が男鹿市で、連絡先もなく、譲受人の[]さんに関しても連絡が取れませんでした。地図を見て現場を確認したところ問題は無いと思いますので、審議をお願いします。
議 長	他にありますか。 8番。
8番 嶋田 委員	2番について説明します、場所は、鹿渡から森岳間の高速の東側の農免農道から森岳温泉の方に向かったゴルフ場の看板が立っている十字路の道路沿いにあります。今回は譲渡人の[]さんが財産を処分したいということで、今まで長年耕作しておりました[]さんに無償移転したいということでした。現地は適正に管理されており、問題は無いと思います。よろしくお願いします。
議 長	他にありますか。
議 長	なければ、質疑なしと認め採決いたします。 議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第1号は、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、議案第2号の審議に入る前に、1番から4番については[]委員、[]委員、[]委員、の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限」により当該案件の議事開始から終了まで、関係委員の退席をお願いします。 (※[]委員、[]委員の2名の退席) (退席後)
議 長	それでは、議案第2号の1番から4番までの質疑を受け付けます。 議案第2号の1番から4番について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。

15番 工藤 委員	15番。 1番と2番の件につきまして説明します。1番に関して、場所は小出集落より大又処理場へ行く途中の道路際の5箇所となっております。2番に関しても、同じく大又処理場へ行くところのすぐ左側の2箇所となっております。現状、かなり良い状態となっているかなと思いますので、審議のほどよろしくお願いします。
議 長	他にありますか。
議 長	なければ、質疑なしと認め採決いたします。 議案第2号の1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第2号の1番から4番は、原案のとおり決定します。 それでは、退席委員の入室を許可します。 (退席委員の着席)
議 長	ただいま退席された■■■■委員ならびに■■■■委員、議案第2号の1番から4番について、「異議なし」ということで承認されましたので、報告します。
議 長	続いて、議案第2号の5番から24番の質疑を受け付けます。 議案第2号の5番から24番について、ご質問又はご確認等がありましたら、挙手願います。 4番。
4番 柴田 委員	15番についてです。譲渡人の■■■■さん家へ行き、田んぼを確認してきました。鯉川の高速の陸橋の下の2枚が場所となっています。現場を確認したところ、田植の準備をしていて、今年から鯉川の■■■■さんがやってくれるということで、■■■■さんの方は、兼業農家のために、規模を縮小するとしていて、代わりに耕作してくれる人がいて助かるということでした。田んぼの方も問題なかったので審議よろしくお願いします。
議 長	他にありますか。 14番。
14番 田中 委員	20番について説明します。場所は、大曲の西村建材さんの事務所の真裏にあります。■■■■さん、■■■■さんは近所でもあり、■■■■さんは■■■■さんの田んぼと隣接した田んぼを耕作しております。■■■■さんは体力的に農業ができないということで近所の■■■■さんに依頼したようです。去年も耕作して

	いる田んぼということで、特に問題はありません。
議 長	他にありますか。 9番。
9番 川上 委員	5番、6番、13番、14番について説明します。5番の[]さんと[]さんですけども、落合地区の県道上小阿仁線のバイパスが通ったところで、上岩川小学校から西の方に200メートルほど行った橋の両側になります。5番の[]さんも、6番の[]さんの方も[]さんのお父さんが小作していた土地で、農業廃止と経営規模の拡大となっていますが、[]さんのお父さんが病弱になってしまったために、親子で農作業をしていた絡みで今後は[]さんの名前で小作するということで、まず初めに[]さんと[]さんの農地が該当となった次第です。作業的にも周囲への迷惑は無く、親子で世代交代したのみで実質継続的であると思いますので、ご審議よろしく申し上げます。 13番、14番についてですが、[]さんも[]さんの方も、以前農業委員でありました[]さんが小作していた土地で、[]さんが急遽亡くなりまして、親戚であります、[]さんの方に耕作してくださいと依頼したそうです。場所的にも、水も通っていますし、生前、[]さんが個人で区画整備をしていて、周辺の農地にご迷惑をかけることもございませんのでご審議よろしく申し上げます。
議 長	他にありますか。
議 長	なければ、質疑なしと認め採決いたします。 議案第2号の5番から24番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第2号の5番から24番は、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、議案第3号の審議に入る前に、1番については[]委員、2番については、[]委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限」により当該案件の議事開始から終了まで、関係委員の退席をお願いします (※ []委員の退席) (退席後)
議 長	それでは、議案第3号の1番および2番までの質疑を受け付けます。 議案第3号の1番および2番について、ご質問又はご確認等がありましたら挙

	手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 議案第3号の1番および2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第3号の1番および2番は、原案のとおり決定します。 それでは、退席委員の入室を許可します。 (退席委員の着席)
議 長	ただいま退席された[REDACTED]委員、議案第3号の1番および2番について、「異議なし」ということで承認されましたので、報告します。
議 長	続いて、議案第3号の3番について、質疑を受け付けます。 議案第3号の3番について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 議案第3号の3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第3号の3番は、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、議案第4号の質疑を受け付けます。 議案第4号について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。 5番。
5番 相澤委員	今回の案件につきましては、過去にも申請がある継続的な申請となっております。場所は、大口の国道101号線を進んだ交差点を左折、芦崎方面へ500メートルほど行ったところを右折し、山の中へ入っていきます。入口から200メートルほど進んだところに現在の砂採取地があり、その一角に今回の該当者の畑があります。大型トラックの出入りについては、専用の道路が作られております。また、該当する畑地の関係者に関しては、別に農道があり、車の往来に不便は感じていないということでした。いずれ、車の出入りにも問題は無いということでしたし、整地された場所からの砂採取が可能であるということを現地確認しております。ご審議よろしく願います。
議 長	他にありますか。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。

	議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第4号は、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、議案第5号についての質疑を受け付けます。 議案第5号について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第5号については、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、議案第6号の審議に入る前に、1番については 委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限」により当該案件の議事開始から終了まで、関係委員の退席をお願いします。
	(※ 委員の退席)
議 長	それでは、議案第6号の1番の質疑を受け付けます。 議案第6号の1番について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 議案第6号の1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第6号の1番は、原案のとおり決定します。 それでは、退席委員の入室を許可します。
	(退席委員の着席)
議 長	ただいま退席された 委員、議案第6号の1番について、「異議なし」ということで承認されましたので、報告します。
議 長	続いて、議案第6号の2番から14番について、質疑を受け付けます。 議案第6号の2番から14番について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 議案第6号の2番から14番について、原案のとおり承認することに賛成の方

	は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第6号の2番から14番は、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、議案第7号の質疑を受け付けます。 議案第7号について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第7号は、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、日程第5、協議案件第1号の「農用地利用集積等促進計画（所有権移転）（案）」に対する意見聴取について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	（協議案件について説明）
議 長	ただいまの事務局からの説明について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 協議案件第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、協議案件第1号は、原案のとおり承認決定します。
議 長	続いて、協議案件第2号の「農用地利用集積等促進計画（利用権設定）（案）」に対する意見聴取について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	（協議案件について説明）
議 長	ただいまの事務局からの説明について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 協議案件第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

議 長	挙手多数と認め、協議案件第2号は、原案のとおり承認決定します。
議 長	続いて、協議案件第3号の「農用地利用集積等促進計画(利用権移転)(案)」に対する意見聴取について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	(協議案件について説明)
議 長	ただいまの事務局からの説明について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 協議案件第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、協議案件第3号は、原案のとおり承認決定します。
議 長	日程第6、「報告事項」については、事前に資料を配付しておりますが、なにかご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	無いようですので、「その他」に入ります。 事務局並びに委員の皆様から、何かご意見等ございませんか。 事務局。
事務局	【6月総会からのクールビズについて説明】
議 長	ほかに無いようなので、次回の総会の開催について、令和8年度第3回総会は、6月10日(水)、午後1時30分からとして、よろしいでしょうか。 (「異議なし」)の声あり
議 長	それでは、次回の総会は、6月10日(水)午後1時30分とします。 以上をもちまして、令和8年度 第2回 三種町農業委員会総会を閉会します。 ご苦劳様でした。

上記会議の次第を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令8年5月8日

三種町農業委員会議長

豊田 實

議事録署名委員 14番

田中 武晴

議事録署名委員 15番

工藤 朝鋭